

『移送サービス』をご利用するにあたって

社協の『移送サービス』は、運転ボランティアの協力を得て、車イス使用者や要介護高齢者等の通院や公共機関等への外出、および社会参加の促進を図ることを目的に実施しています。

利用の申し込み方法は？

利用の申し込みは、利用日の1ヶ月前から7日前までに利用申請書を提出していただきます。なお、利用日時が他の方と競合した場合、変更をお願いする場合があります。

『移送サービス』を利用できるのは？

この事業は、利用会員（サービスを受けたい方）と協力員（運転ボランティア）の会員登録となっています。利用会員として登録できる方は、市内に居住する社協会員であって、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 車イス使用者（けが等による一時的な利用者を含む）
- (2) 室内での生活は概ね自立しているが、普通乗用車の乗降が困難な方
- (3) その他社協会長が必要と認める方

<注意事項>

- (1) 必ず家族等の付添の方が同乗し、利用者の介護をお願いします。
- (2) 移送中は協力会員（運転ボランティア）の指示に従っていただきます。
- (3) 運行途中での変更や下車は、ご遠慮ください。
- (4) 交通状況によって、運行が遅れる場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 利用者・介護者以外の乳幼児の乗車はご遠慮ください。

利用の範囲は？

利用の範囲は、次のとおりです。

- (1) 診療・リハビリ等のための通院
- (2) 公共機関（市役所・図書館）等への外出
- (3) 運行地域は県内とし、運行時間は午前8時30分から午後5時までです。

※ 日曜日・祝日・年末年始・車輛の点検日は、運休です。

利用料はいくらですか？

年会費（年度会費）は、1,200円です。

利用料は市内片道500円、隣接する市町は1,000円、その他は2,000円～3,000円を負担していただきます。

また、有料道路及び有料駐車場等については、利用者に負担していただきます。

利用料金一覧（片道）

料 金	地 域
500円	桶川市内
1,000円	上尾市・伊奈町・北本市・鴻巣市・川島町・蓮田市・菖蒲町
2,000円	川越市・さいたま市・志木市・富士見市・ふじみ野市・狭山市 鶴ヶ島市・坂戸市・東松山市・行田市・加須市・羽生市 久喜市・幸手市・春日部市・滑川町・騎西町・大利根町・ 鷲宮町・栗橋町・白岡町・宮代町・杉戸町・吉見町
3,000円	それ以外の埼玉県内地域